

## 第3回高知県いじめ防止基本方針検討委員会 議事概要

- 1 日 時 平成26年1月23日(木) 14:00～17:00
- 2 場 所 オリエンツホテル高知 2階「松竹の間」
- 3 出席者 ○委 員：池委員、大野委員、生永委員、金子委員、森田委員  
○事 務 局：中澤教育長、中山教育次長、永野参事、人権教育課長、  
私学・大学支援課長、児童家庭課長、人権課課長補佐、  
教育センター次長、心の教育センター所長、教育委員会事務局各課  
○関係機関等：警察本部少年課課長補佐、附属中学校

### 4 概 要

高知県いじめ防止基本方針(案)について

<事務局から参考資料の説明を行う。>

<質疑>

委員長

1～5ページについて、ご意見をいただきたい。

副委員長

5ページ、学校家庭地域の連携について。コミュニティスクールという制度について、高等学校は立ちあげている学校が2校しかない。小中学校は多いのだろうか？

事務局

現在、順次展開中であるが、中山間で増えてきている。4割程度である。

副委員長

県立では、評議員制度の方が多い。学校運営協議会は、地域の力を借りてという意味から有用だが、実態を考えると学校評議員会あるいは、開かれた学校づくり推進委員会を連ねた方が分かりやすいのではないか。

もう一点は「県民総がかり」という基本方針であるが、我々は学校サイドの人間だから理解できるが、一般の方が見られると分からない用語が多くあるのではないか。注釈を付けるとよく理解ができるのではないか。用語解説を付けると分かりやすくなると思う。

委員長

その点は、ぜひともご留意いただきたい。

副委員長から、学校・家庭・地域の連携についてご指摘があった。これは、これまでいじめに関わらず盛んに言われてきたことである。学校教育に対して地域に協力いただいて、子どもの教育を行って

こうというのが趣旨。

学校と地域社会、こういう形の場合に「学校は地域社会と違うのか」という見方をする人もいる。学校も地域社会のメンバーである。地域社会を作っていくために、学校が何をできるか、子どもたちがどうかかわっていけばよいのか、という視点も大事である。子どもたちも地域社会の一員である、地域社会の一員としての責務を果たしていきながら、地域を豊かにし、学校を充実させ、自分たちの人生を生き抜いていく。そういうような社会参画を予備的に学習させながら身につけさせていく。地域社会の一員として送り出していくのが学校の役割の一つでもある。そういった参画は文化活動が多いが、地域おこしなどの解決に向けて子どもたちが動いていく、例えば緑化、地域経済興しなどをやっている地域もある。そういうものも、学校・家庭・地域の連携の頭のところへ加えることで、より一体となって地域を活性化させていくはたらきを作りだしていきたい。それでこそ、夢や希望、志も生まれ、自分なりの自己肯定感も生まれてくる。地域との関わりは教育のよい機会であり、夢や志、キャリア教育も結びつけて総合的に展開していくような地域おこしは、連携の大事なポイントであると思われる。地域の方が関わることで子どもたちも伸びていく。家庭も地域の中の一員としての自覚をもてるようになる。そういう相乗的なサイクルも考えておきたい。未然防止といわれるものも土台になってくる。実情に合わせてベクトルをもう一本加えていただきたい。

これからの日本は、学校が地域社会で果たしていく役割を見据えて、どう参画していくかも考えていかなければならない。そういう時代になっている。

#### 事務局

高知県の教育のベクトルでも、そうしたものを大切にして取り組み始めている。学校が地域社会と離れた様になっている現状に問題があるので、ご指摘いただいたことは文言として工夫していきたい。

#### 委員

県民総ぐるみでいじめ防止に取り組んでいくのだが、内容を知っている人が見たらわかるが、教育関係者以外の様々な人たちも「いじめを防止しないといけない」という考えをもって取り組んでいってもらうために、もう少し分かりやすい文言にして言っていただきたい。リーフレット等で「こんなことから始めよう」「こんなことができるよ」など、もう少し砕けたというか、分かりやすいものにしていただきたい。

基本方針の運用について、関係者だけの周知で止まるのか、県民全体に広がるのか。また、どう広報していくのか。

#### 事務局

「県民総ぐるみで」というのがポイントだと考えている。

今回の議論をいただき、2月にはパブリックコメントの場で一般の方にもご意見いただき、3月には完成する。学校関係以外の部局、関係するところへの普及啓発も重要で、周知していく方法については、今後検討していきたい。リーフレットは内容を凝縮し、分かりやすいものにして、学校関係者だけでなく地域に関係する団体の方などにも周知をしていきたい。

#### 委員

委員からも意見があったが、いじめの定義の部分で下に注釈などがあるが、一般の人が見ても分かり

づらい。具体的例を踏まえたものを、リーフレットに入れるなどすると理解の助けになるのではないかと。

#### 委員長

たとえば、いじめの定義の部分について、学校は学校で手引きを作っているだろう。県の基本方針に盛り込んでいるが、実は大変分かりづらい。今回の基本方針は「いじめの疑いがある」段階で行動していかうというものである。心が傷ついていく、受け止めきれない、「いじめ」と呼ぼうが呼ばれまいが、その状態に関わっていくことが趣旨である。いじめかどうかの判断にウェイトを置かない方がよい。国の方ではこのように盛り込んだが、県は県として作成した方がよいと思われる。

#### 委員

委員長が言われるのはその通りだと思う。いじめの定義にこだわることは、必ずしも事案の適切な解決に決してつながらない。委員長が言われた趣旨を定義の部分に書くのがよいのではないかと。

#### 委員長

それが「表面的・形式的にすることなく」という文言の中身である。その部分を砕いて、趣旨をしっかりとご理解いただく方が大切である。県が基本方針に臨んだ気持ちを考えていただける表現がよいと思う。

#### 事務局

法律に基づいた体制を運用していく中で、いじめかどうかの議論を逆に惹起していくのではないかとという恐れがあり、本来の趣旨と異なるのではないかと感じていた。表現については工夫したい。

#### 委員

基本方針やリーフレットができれば、解決しようとする側だけでなく、本人の目に触れることになる。濱川副委員長からも前回意見をいただいたが、いじめられている子に対して「認知されれば、解決できている」ということが伝わるよう、アピールを載せていただければ、周りも発見しやすいし解決につながる。

どこにも相談できずにいる子もいるので、アクションをおこすきっかけになるのではないかと。この文言をもっと目立つ形にして、いじめられている子にも伝わるようにしてほしい。

#### 委員長

実際は、いじめられていることを大人にも先生にも伝えてくれないのが現状である。大げさになったり、親に心配をかけたり、被害がさらに大きくなったりという不安感、恐怖感をもっている。いじめられていない子どもも、自分が巻き込まれるのではないかと不安感をもっている。

いじめを知らせてくれた子どもや被害を訴えてきた子どもをしっかりと守るということを、宣言してほしい。「言ってほしい」というだけでは、不安はぬぐえない。東京都は文言に入れている。アメリカでは州法でも示されている。勇気をもって訴えてくる子に関しては、しっかりと守りとおすことを宣言していただきたい。学校には、そのことをしっかりと認識して対処してもらおう。教育委員会は、それをフォロー、指導していくという体制が必要である。

もう1点、学校・家庭・地域の連携について、「協働」という言葉を並べて入れていただきたい。

4 ページ（2）いじめの早期発見について、子どもを見守るという地域の役割は重要であり、段落を改めて地域社会に期待する役割を強調して明記することで、県民総ぐるみの形が整う。工夫をしていただきたい。

#### 事務局

ご指摘を踏まえて、地域としての役割を具体的に書き込むようにする。

#### 委員長

資料3について、この県らしさについて作り上げていくのが、県の基本方針を出す意義であるのではないか。第1いじめの防止等のための基本的な方向として、高知県らしい基本方針の目標を大きく掲げて、県の施策として目標に沿ってこれまでこう取り組んできた、これからこういったことを取り組んでいくんだということを盛り込むべきである。学校は学校の取組と、個々に盛り込む取組を対応させ、さらに推進していく。こういう全体の流れの立て付けにした方がよいのではないか。

高知県は「高知家」を大きく掲げている。人と人との結びつきについては、いじめの問題についても必須の事柄である。子どもたちが夢をもてる社会については、高知県が力を入れてきたところであるし、これからもやっていかないといけない。子どもの変化に気付く力を上げていくことに加えて、それを組織的に取り組んでいくことも必要かと思われる。学校の中だけでなく、地域社会と連携して学校や他部局が民意を向上させていく試みが必要であり、もうひとつ何かありそうな気がする。そういうものを掲げて、これまでやってきたこととこれからやることを位置づけて組み直すことが高知県らしさにつながる。いじめの問題を切り口として、県民総がかりで、教育委員会と他部局が協力して他機関の力も借りながら、高知県を良くしていく。いじめの解決を通して、心豊かで安全・安心な社会づくりを目指すという大きな目標を体現する方針の立て付けを工夫していただきたい。

委員の方には、この3つの柱でよいのか、他の表現が良いのか考えていただきたい。4つぐらいあったほうがよい気がする。新たなものを盛り込んで改編するのではなく、これまでの取組をまとめ、今後の取組の方向性を示す柱立てをして頂きたい。

#### 事務局

国の基本方針ベースの紋切り型ではなく、県の独自色を出したい。法ができたから県の方針を作るのではなく、これまでの取組を総括したうえで、これらいじめの問題に対して、あるいは子どもたちの安心・安全な社会づくりに向けて、県としてどういうスタンスで臨むのかを盛り込むべきと考える。

#### 委員

子どもがいじめにあうと、どうしても学校が主体的に関わることになる。今、地域に行くと、「学校の先生の顔が分からない」と言われることが多い。誰が先生だか分からない状況がある。自分のところにも情報は入ってくるが時差がある。地域の人が学校の先生の顔を知っていれば、即座に情報が学校に上がるだろう。先生方も積極的に地域に関わっていただきたい。開かれた学校づくりの会もあるが、形式的で、先生たちは地域の行事になかなか参加してくれない。気軽に情報が入るように、学校が積極的に地域に関わって「地域ぐるみ」という文言を大事にしてほしい。

#### 委員長

学校は、「地域の人に来てくれるのが当たり前」という態度になっている。それでは相談はできない。福祉の世界ではアウトリーチ型（出ていく）ことが主流である。学校行事などの招待状を出して、住民の方にもご案内できる。地域は学校の騒音に悩まされているが、教育ということで我慢していただいている部分も多い。そういった部分に少しでも報いていくために、学校が地域に関わっていく工夫を引き出すような書きぶりにはどうか。

## 委員

子どもは家庭で育ち、学校で学び、地域で伸びる。子どもたちを支えていくのは家庭と学校と地域。小学校では体験実習、中学校ではボランティアなど、地域にもずいぶん出て行っている。今の子どもたちは体験的に学ぶことがだいぶできてきている。学校と地教委が一体となって、子どもたちを「地域で伸ばしていただく」ことを考えていくことで、いじめだけでなく、虐待や非行の芽を摘むことにつながる。

## 委員長

資料3に戻るが、基本方針の特徴は「一人ひとりではあたれない、みんなで問題にあたっていく」という視点を加えていただいて、4つの視点で進めていくようにしていただきたい。学校も組織的な対応だけでなく、いろいろな教科、領域、分野に渡って、授業づくりの中での学力の向上と合わせて、人間力や社会力を高めていくという授業展開のプログラムをすすめていくこと。

みんなで子どもを守り、はぐくむ など考えていただいて、「県民総がかりだ」ということも、基本的なベクトルの中に明示していただく。学校の役割というものの方向付けもしっかりできてくるし、地域・家庭が一体化した社会の体制を築くための一つのきっかけとして、この基本方針を位置づけ、これをもとにいじめに対処していく体制を作っていくという流れを作り上げてもらうというのがもう一つの柱である。

気付きはいじめ対応の最初、大事な部分であり、気づいて対応し、関わればほとんど解消する。「関われば」というところを入れていただきたい。関われば8～9割方解消する。そこをもう一步考えていただきたい。

## 副委員長

資料3について。自分が住民としてパンフレットをもらったら、「何をしたらいいの？」と思うだろう。委員長の言われた「総がかり」の枠ができれば、自分たちが何をしたらよいかを明示したら動きやすいのではないかな。

## 委員長

別の県の話合いで、地域の方が「学校はもっと言ってきてもらいたい。」と言われていた。全部を学校にやらしてもらおうとは思っていない。両者がいろんな相談を重ねていくことが大切である。歩み寄ることは難しい部分もあるが、ぜひとも進めていっていただきたい。

教育委員会、学校というところは、家庭や地域社会へ入っていけない。しかし、問題に対応する上で入っていかなくてはならなくなっている。

10ページの(3)は書きぶりが変わってくるだろう。教育委員会だけの取組でいいのかもご検討いただきたい。

## 委員

地域の力を借りるという点について。高知県の中山間地域は学校が減っている。統合された学校は地域に出ているが、学校の周りの地域だけである。廃校・休校になった周りの地域の声がなかなか届かない状況がある。子どもたちがいざいなくなると、学校の情報が入ってこなくなっている。地域としては学校が要望してくれたらいっぱい手伝いたいという思いがある。活用してほしい。

## 委員長

8 ページの教職員の資質能力の向上について。国の基本方針は、これまでの研修の在り方についても反省を求めている。今までの研修は個人の力量を高めることが中心であった。これでは、いじめをはじめとする問題がある中、授業の中で学力や社会力を上げていくことに全校をあげて取り組んでいくためには、組織をどのように作っていくのか。問題に柔軟に対応できる組織を作り、その組織を機能させていくのか、様々な問題へどのように対処していくかという研修プログラム開発が、日本はなかなかできていない。いきなりプログラムが展開していくのではなく、調査・研究から始まるのかもしれない。そのステップの中から汲み上げて展開していく体制づくりが、いじめ対応の一番大事なところである。単に組織があるだけでなく、同僚性を日ごろから作っておく。助けを求めることは自分の教育力のなさを示すという認識だった。組織図があっても動かなければ意味がない。職務分掌では「協働性」は担保できるが、同僚性が無ければ動かない。使命、責任感から個々に負担がかかっており、「抱え込み」は責任を回避しているだけではなく、そうせざるを得ない状況が往々にしてある。いじめは個々の教職員だけで対応できる問題ではない。全国的な問題であり、それを中核的に担う組織が学校である。基本方針の中にそのプログラムを入れてほしいというのが思いである。「助けて」が言える職場にしたい。

## 事務局

今の話を受けて、特に印象に残るのは「個業」ということ。自分の力で全て引き受けること、それが使命であるとも言われてきた。グループやチームが、個業から組織に変えていく。いじめというよりは、教員の仕事ぶりでいじめが防止できるのではないかと受け取っている。これからの教員研修において、一人ひとりの資質向上はもちろんだが、学校全体としてどのように同僚性をもって仕事をしていくかもポイントになってくる。

根幹について 11 ページまでに示していただいている。指針を使って仕事というものを考えていきたい。

## <休憩>

## 委員長

後半に入る前に気になる部分をお尋ねしたい。7 ページあたりから担当部局が示されている。たとえば児童生徒の心を耕す教育の総合的な推進は、県民総ぐるみではないのか。経済団体等も含めて広げていく必要があるのではないのか。地域おこしや活性化を扱っているのはどこになるか。

## 事務局

縦割りと横割りがあって、いろんなところが関わっている。

委員長

そうであろう。警察と教委だけに割り切らない方がよいのではないか。

事務局

切り口、今やっている事業を念頭に置きながら書いたのでこうなっている。どう整理したらよいか考えているところである。

委員長

もう少し拡充していく必要があるように思う。(6)に人権課が入っているが、もっと前段階にも必要ではないか。割り切って表記することを行政は納得するかもしれないが、県民にとっては納得しづらいものではないか。県民総ぐるみでやらなければいけないという意識を県民に喚起する工夫をお願いしたい。

12 ページ「いじめの防止等のために学校が実施する施策」について。

学校いじめ防止基本方針については、できれば新学期からは立ちあげていただきたいというのが思いである。学校にはもっと子どもに寄った具体的なプログラムを展開してもらうことが必要である。年間計画に研修等具体的な取組をうまく体系化し反映させていく支援を県教委として、あるいは地方公共団体の委員会としてやっていかなければならない。その実施体制はどのように位置づけていくか。

事務局

学校の基本方針が実効性のあるものになるよう、年間計画を作成していただくようお願いしている。聞き取りをする中では既にできているところもあり、進捗状況はまちまちである。具体的内容についてこれでよいのか、助言がほしいということであれば支援はできる。

委員長

ぜひお願いしたい。書き込む必要まではないかもしれないが、ご留意いただきたい。

県としては、組織のところについて「組織の役割」の中の「いじめの相談・通報の窓口」について、先生の顔を地域の方が知らないような状況があるのであれば、相談の電話番号を周知するなど、「ここにかければ、いじめの対応をしていく」といったことを知らせていく必要がある。

また、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報について「生活支援カード」など、記録できるようなものを作成しておくことで、学年が変わっても次の先生が指導できる、そのようなカードを活用し、小・中・高で連携されていく。重大なものについては今までも作成されてきたであろうが、「いじめの疑い」に関しても作っていく。担任にかかわらず日常観察を行い、悩みや課題を拾い上げていく。学習上の課題であっても、いろいろな所へ反映されていく。書き込まなくてよいが、説明会などでご指導いただきたい。

奈良県は県全体で様式を作り、高等学校で試験段階の活用をしている。統一する必要はないかもしれないが、大事なことなので、一つやっていただきたい。外から見ても「学校は成長を見守ってくれてい

るんだな」という信頼感にもつながる。総合的に全人的に成長発達を見守っていける。単にいじめの記録という露骨な事件簿という風に捉えず、教育の営みの一環として取り組むことが大事である。

(仮に重大事案が起こった時など、裁判所は日ごろの取組を見ていく。基本方針や組織が具体的にどれくらい子どもに関わり、手だてを打ってきたかつぶさに検証される。細かい部分まで見ていかないと不作為の部分は立証できない。その際のもとになる。)

個人プレーでは駄目である。続いていかなければ意味がない。先生の異動によって変わるような学校であってはならない。基本的な部分は人が変わっても引き続いて取り組んでいく。

#### 副委員長

学校はいじめ防止基本方針を策定するものとするとなっている。県立学校だけでなく、小中学校も作成する。県の基本方針が小中学校に与える影響を考えると、市町村教育委員会の在り方として、新学期にスタートする形になっていないのではないかと。誰に向けて言っている基本方針なのか考えるところがある。「県立学校に向けた基本方針」で終わるのではなく、市町村の小中学校もという部分があいまいになっているように思う。県の子どもを守るという部分を、全部の学校が対象ですよという部分を示して行ってほしい。

#### 委員

市町村教育委員会としては、第1回の検討委員会で委員長から「県ができるのを待ってはいけない」と言われた。それを受けて3月末までに策定する方向で進めている。学校組合立も含めて35のうち、8市町村が基本方針の策定の取組を始めている。

県の独自色、理念や目標を切り口として位置付けることを委員長よりお話しいただいた。私も役員会では「3月末までを目途に」と伝えている。県の方針を踏まえ、地方の独自性を出しながら作っていく。学校が作るのに、その設置者である市町村教育委員会が作らないというのはおかしいという確認をした。パブリックコメントを実施した後、修正案が出されるであろう。それを受けて市町村も修正をしていく。市町村も学校も魂の入った基本方針を作るんだという意識でやっていかないといけない。そういったこともあり、若干ずれ込んでいくかもしれない。まして、附属機関の設置条例は6月議会にならざるを得ないが、あくまでも3月末をめどに取り組んでいこうという確認はできている。

#### 事務局

小中学校や市町村における取組についても、県と同じ歩調で進めていただきたいという部分では共通認識をもっている。小中学校、県立学校の校長先生方にブロック単位で集まっていただき、我々の考え方をお示ししていく。

池委員からもご意見いただいたが、前半の基本的な方向、理念、対策に関しては県立学校のみでなく市町村立の学校もオーバーラップしてくる。一致した方向性で取り組んでいきたいということを、説明会の中で具体的に説明していきたい。

#### 委員長

市町村で独自に取り組んでいる部分、基本的な理念に沿って力を入れている部分を書き加えていただいて、その地域の教育の方針を反映させていただくことも大事だと考えている。その部分には時間もかけていただきながら策定していただくようにしていきたい。単にいじめの問題の解決だけでなく、

教育振興のベクトルを含んでいただくのも一つのやり方である。

#### 委員

2月14日に全ての市町村教委が集まる会がある。その場で伝えていきたい。できるだけ現場に合ったものになっていくように努力していくので、力添えをお願いしたい。

#### 委員長

国の基本方針はかなり抽象度が高いが、県は独自の具体性でその県の実情に合ったものになり、市町村になると、学校、子ども、親、という具体的な流れになり、県の基本方針の精神はずっと繋がっていく。県全体が教育作りに向かっていく体制が整うことになる。

#### 委員

保護者としては、基本方針ができて学校で運用されることを望んでいる。研修会等で広報していきたいので、できあがったら資料等いただきたい。

#### 委員長

池委員から出た私立学校に関する部分について、私学・大学支援課はどうか。

#### 事務局

11 ページ（7）②「いじめの防止等の取組の推進」において、いじめの防止等の対策も基本的には公立学校と同じように取り組むことになる。県として私立学校に対しては、情報提供や財政的支援を通じて公立学校と歩調を合わせて進めていくという考え方である。

#### 委員長

せっかくなので、警察の方にご意見伺いたい。学校の行事に関して、各学校から警察にも招待状が届いているだろうと思うが、その関係は大事だと思う。

日常的に顔の見える関係、敷居の高さをなくす良い機会だと思う。実態はどうだろうか。

#### 関係機関等

確実な数字はつかんでいないが、特に郡部においては運動会等に招待状をいただいている。できる限り参加していきたい。県下の各警察署と少年サポートセンターで非行防止教室を実施している。非行防止だけでなく、防犯の教室も行っている。そういう機会に顔を見せて、関係を作っていきたい。

#### 委員長

今後も、できる限り相互の理解を図っていただくように努めていただきたい。

重大事態について、ここまでの前に対応していくことが基本である。国では自殺の背景調査における留意事項について2月に入って再検討していく予定である。

重大事態について必要なものは盛り込まれており、大きく不都合はないと思う。

実施体制（資料2）についてご意見はないだろうか。

中心部分の「いじめ問題の克服に向けて～」の（ ）書きの部分の説明をいただけないか。

#### 事務局

法律の立てつけもそうだが、大津のことも含めた問題意識として、いじめは学校の中で起こることであり、学校や教育委員会が中心になって対応してきた。そういった中で大津の事件が起こり、教育委員会の対応についても後手になり、不信感をあおってしまった。学校や教育委員会が反省をして改めていく部分があるが、教育現場だけでは対応しきれない部分もでてきているし、国民からも厳しい目を向けられている現状がある。首長部局による再調査等ダブルチェックの体制がとられていることから、教育委員会や学校に対する不信感をベースとして議論の流れができていく。そういったことから、取組が十分であるのか客観的に評価していくことが必要という問題意識を踏まえて、このような表記にしている。

#### 委員長

悲劇がたびたび起こってきた。子どもたちや社会の情勢が変わってきた。学校は教員一人ひとりが頑張ればよいという時代ではない。徹底した組織対応を求めている。行政としてもこれまでは子どもの人権問題は教育委員会がやればよいという体制ではもうもたなくなってきた。お任せではだめである。社会秩序の在り方（ガバナンス）は、今までのように「上から下へ」だけではなく、住民と行政が一緒になって社会を作っていく協働型の横のガバナンスが必要になってきている。そのために参加する、という方向が変わってきている。広い視点をもって社会を変えていく。「高知から日本を変える」というくらの思いをもった基本方針を作っていくっていただきたい。

たとえば、インターネットのいじめについて。青少年インターネット環境整備法は保護者の義務をうたっている。一つはフィルタリングの設置、二つ目は使い方について家庭でルールを決めよというものである。子どもに買い与えるのは親である。買い与えるからには、子どもの成長・支援もしていかなければならない。青少年インターネット環境整備法については、一本入れていただきたい。

地域によっては「9時オフ」というようなルールを家庭や地域で作って進めているところもある。どこの担当になるのか。

#### 事務局

県の青少年保護育成条例では、フィルタリングの設定について規定しており、児童家庭課が所管しているが、県警も関係するし、児童生徒に関わる部分は教育委員会も関係してくる。ネット対策に関しては、非行防止対策のネットワーク会議の中で三者が連携しながら議論を進めている部分もあり、そういったことも勘案しながら、できる限り中身を盛り込んでいきたい。

#### 委員長

このように教育委員会だけでは進まない問題が随所にあり、社会総がかりで進めていくためのきっかけにしてほしいし、欠くことのできない視点である。

実施体制もこうしたことを見通し、反省した体制にしてほしい。

## 委員

PTA も活動方針の中に、いじめの防止について盛り込んでいきたい。体制ができ基本方針に魂を入れるためにも、保護者として積極的に学校に関わっていきたい。意見が言えるような柔軟な組織、情報がすぐに流れるような体制作りをしていただきたい。

## 委員長

教育委員会は附属機関を置きプログラムを展開していくことになるが、この動きをチェックする部分がどこにもない。自前で作って自前で評価するような体制は好ましくないと思う。いろんな立場の方々からもご意見をいただきながら、改善していく体制を作らなければならない。しっかりとコーディネートしていく必要がある。そのことも踏まえると、(連絡協議会の) 主管を教育委員会に置くのは好ましくない。考えてほしい。少なくとも教育委員会以外のところでの事務所管が必要である。

## 委員

県の基本方針は、非常に苦勞されただろうし、良いものができていると思う。市町村で基本方針をつくるとなった時に、県の物がなかったらできないと思ったのが実感である。

評価についても、今回示唆をいただいた。市町村も策定に向けて努力していきたいので、支援をお願いしたい。

## 委員

外部評価の件について。学校には年度当初から活動方針やいじめに対してどう取り組んでいくかなど、情報公開していただいて、地域から評価を受けられる体制をとっていただければ、地域としても意見を出しやすい。

## 委員長

全体を通してご意見があればお願いしたい。

## 委員

検討委員会に参加させていただき大変良かった。

子どもがいじめに走るのは、心のわだかまりがつもりにつもって行動に出ていくものだと思う。この会の中でとりとめのない意見を言ってしまったが、委員長がうまくまとめてくれた。子どもたちにとっても、子どもたちの意見を聞いていただけるような学校現場を作っていただきたいし、魂を込めた体制を作ってもらって保護者としても協力していきたい。

## 副委員長

非常に素晴らしい基本方針になっていっているし、高知県らしきを出せてきていると思う。単なるいじめ防止対策だけのものではない。各学校の教育課題を解決する問題であると1回目に言わせてもらった。学校独自で基本方針を策定していくことで、自分自身も主体性をもって取り組めるようになった。教員自身の意識が変わる、どういう風に子どもと向き合うかというきっかけになると期待している。県全体の基本方針に関わらせていただいて、より学校の部分に反映できると感じた。法律策定の趣旨や思いが委員長から伝わってきて、大変勉強になった。事務局の方にはご苦勞をかけるが、ぜひよいものに

していただきたい。

#### 委員

これからが真剣勝負になってくると思うので、よろしくお願ひしたい。

#### 委員長

学校が主体になるというのは、横のガバナンスを教育委員会の中でも作っていかなければならない。今までも主体性は確保されていたが、上意下達ではなく、今回のいじめ問題への取組をきっかけとして、学校や教育委員会に対する不信感を払しょくしていくチャンスである。縦と同時に横のガバナンスを埋め込みながら、子どもを育ていく体制を作っていく一つの大きな転機である。県・市町村教育委員会にはご苦勞をいただくが、よろしくお願ひしたい。

今日はかなり意見も出た。組み替えの作業も必要になる。今日の意見を整理していただいて、相談にも乗らせていただくので、策定に関しては委員長預かりということでお願ひしたい。私と事務局で案を作らせていただいて、委員の皆様方にご提示させていただくようにする。

このいじめという問題をきっかけに社会づくりを行っていく。こういう仕事は教育委員会だけでは無理である。このあたりの趣旨をご理解いただいて、日本の国力をまず高知県からと思っている。委員の方からも心強い言葉をいただいた。引き続きご協力いただきたい。

#### 事務局

委員の方に感謝する。

一番の反省点は、高知県としていじめの問題に対峙していく心意気、県民に対するメッセージ性が弱かったことである。いただいたご意見を基に修正していきたい。

今の学校は、全国的に組織的な対応力が弱いというのが特徴である。組織で対応しようとしても同僚性が弱い。同僚性がまだまだである。教職員の不祥事の問題も、同僚性が欠けているから無くならない。新しい組織文化を作っていきたいと思っていたが、間違いでないと意を強くした。今後、基本方針に基づいて仕組みを作ってやっていくことになるが、仕組みの中に魂を入れるために、委員の皆様にもご意見をいただきたいので、よろしくお願ひしたい。